

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 7月20日(木) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 4階 全員協議会室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文			

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広		
職 員	佐野 崇	岡本 尚士	宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和5年7月20日)

会 長

それではただ今より、7月の定例会を開会します。
本日、出席委員は19名中 19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、15番 西村委員さん、
16番 黒木委員さん よろしくお願ひします。
本日の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 2件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務
の説明を求めます。

事務局(佐野)

(3条 説明)

(3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 炭所西字[]番1 田 210 m² 1筆 地籍合計 210 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 25156 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和5年7月6日

■現地調査実施日

令和5年7月6日

■営農計画書(様式第3号)

サツマイモを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 270 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 自作地相互の交換 1筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換

■申請地 長尾字[]番 田 221 m² 1筆 地籍合計 221 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 7864 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和5年6月30日

■現地調査実施日

令和5年7月6日

■営農計画書(様式第3号)

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 自作地相互の交換 1筆

■譲渡人 [redacted] ■譲受人 [redacted]
■譲渡人事由 自作地相互の交換 ■譲受人事由 自作地相互の交換
■申請地 長尾字[redacted]番1 田 253 m²1筆 地籍合計 253 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13724 m²
■自宅から申請地までの通作距離 1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年6月30日
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [redacted] ■譲受人 [redacted]
■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野字[redacted]番1 田 789 m²1筆 地籍合計 789 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 12267 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年7月3日
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [redacted] ■譲受人 [redacted]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野字[redacted]番1 田 446 m²1筆 地籍合計 446 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6370 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年7月3日
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（贈与） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野下字 [REDACTED] 番2 田 99 m² 1筆 地籍合計 99 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6350.57 m²
■自宅から申請地までの通作距離 3 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年6月9日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 170 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 2筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 公文字 [REDACTED] 番1 田 456 m² 他 2筆 地籍合計 721 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 11933 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年6月13日
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号8】 所有権移転（贈与） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 公文字 [REDACTED] 番6 田 174 m² 1筆 地籍合計 174 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5997 m²
■自宅から申請地までの通作距離 8.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年6月30日
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■営農計画書（様式第3号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号9】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 追上字 番2 畑 126 m² 1筆 地籍合計 126 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 19874.32 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年6月26日
■現地調査実施日
令和5年7月6日
■営農計画書（様式第3号）
トマト、キュウリを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1の担当委員 黒木委員さん、よろしくお願いします。

黒木委員 (補足説明3条-1)
先日15日に、さん宅を訪ねていきました。ご本人は田んぼに行かれていて不在でしたが、奥さんと会って話をしました。それと相手側のさんですが、私がいくら電話しても出てくれなかったのですが、奥さんの方に無理をお願いして電話をしてもらい、お話をしております。奥さんとお話をして、現地も確認して話もお伺いしました。当初は自治会で購入してもいいのではないかとこの話がでていましたが、世代が代われれば何かと問題になっても困るということで、さんが購入することになりました。7月18日の早朝に、さん本人が私の方に来られまして、話の内容等を確認致しました。奥さんにお聞きした内容と同じでした。今後、地元の老人会、長炭こども園等と協力してサツマイモを中心とした野菜を作られるそうです。何も問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2と3の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 3条-2,3)
それでは説明致します。番号2、3と一緒にさせて頂きたいと思います。7月18日に現地を確認いたしまして、その足でさんのところに参りました。さんは留守でした。携帯で申請内容を確認致しました。また、さんにもお会いして内容を確認致しました。自作地の相互の交換で、これはさんから話を持ち出したそうです。相互合意をしたので、今回の申請になりました。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号4と5の担当委員、高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 3条-4.5)
番号4ですが、7月16日にさんにお会いしました。さんの方は電話で確認させて頂きました。別に問題はないと思います。さんの方ですが、その申請地はさんところの宅地の直ぐ隣にあります。隣接しているので、購入

することになりました。

番号5の■さんと■さんの件ですが、7月15日に■さんとお会い致しました。■さんの方は旦那さんが亡くなり、■さんは■に入っているため家は留守ということでお会いしていません。■さんは規模拡大ということで、■さんの道を挟んで直ぐ隣が■さんです。別に問題はないと思われますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号6は私が説明します。

中浦委員 (補足説明 3条-6)

16日に現地確認と■氏と会って話を聞きました。先ほどの事務局の説明通り、兄から妹への贈与ということで確認を致しました。ご審議の方、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号7と8の担当委員、赤股委員さん、よろしくお願い致します。

赤股委員 (補足説明 3条-7.8)

7月15日に現地確認を行いました。ご本人さんとお話をしましたが、特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号9の担当委員、臼杵委員さん、よろしくお願い致します。

臼杵委員 (補足説明 3条-9)

それでは説明させていただきます。17日に■さんにお会いして現地確認を行いました。お話によると、■さんの方が取得したい意向があつて、近所の方にも相談を持ち掛けていたらしいですが、■さんの方にも直接話があつて承諾したとのことでした。現地確認も17日に行いましたが、土地家屋調査士の■さんの測量にもよって現地を確認されていますので、問題はないと思います。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (4条 説明)

(4条申請)

番号1(農家住宅)／無断転用の解消

*申請地：四條字■番1 他1筆 地目 田 面積 996 m²

＊農地区分：第1種農地～まんのう町役場より南西側約600mに位置する農地

＊申請目的：農家住宅

～申請者は住宅の老朽化に伴い、隣接した自己所有農地に住宅を建てて居住しているが、建築当時に農地法の手続が未了であり、無断転用の状態となっている。この度正式に手続を取り、地目を現況通りにするため本申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～2筆

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～最大0.3m

擁壁～コンクリート擁壁0.8m

＊排水計画：雨水：ため桝を設置し北側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し北側水路へ放流

＊資金調達計画：預金通帳の写し添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区押印添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

＊始末書添付

番号2（共同住宅）／

＊申請地：四條字 番1 地目 田 面積 184 m²

＊農地区分：第2種農地～まんのう町役場より南西側約600mに位置する農地

＊申請目的：共同住宅

～申請者は共同住宅を経営する為に自己所有宅地にて共同住宅を建築する予定である。宅地だけでは面積が不足しているので隣接する申請地を含め、一体的に利用する計画となったことから本申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～1筆 併用地～1筆

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～最大0.25m

擁壁～コンクリート擁壁0.8m～1.4m

＊排水計画：雨水：ため桝を設置し北側及び南側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し北側水路へ放流

＊資金調達計画：金融機関の融資証明書添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区押印添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。番号1と2の担当委員 栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員

（補足説明4条-1.2）

それでは補足説明いたします。7月17日に推進委員の近石正明さんと現地確認致しました。番号1と2は、隣接地です。申請内容については、水利総代の さんが聞いておりました。後は事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長

ありがとうございました。担当委員の補足説明は以上です。。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (5条説明)

(5条申請)

番号1(駐車場)／【所有権移転】

*申請地：四條字 番1 他1筆 地目 田 面積 1305 m²

*農地区分：第3種農地～まんのう町役場より北西側約200mに位置する農地

*申請目的：駐車場

～町立こども園の駐車場が不足してるため、近隣で用地を探した所、所有者より申請地の所有権を移転し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付：申請地～2筆

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*申請地：盛土～最大0.5m

擁壁～なし

*排水計画：雨水：北側および東側水路へ放流

汚水：汚水なし

*資金調達計画：町一般会計予算可決議案書の写し添付

*確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区押印添付

*排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号2(駐車場)／【所有権移転】

*申請地：吉野下字 番3 地目 田 面積 597 m²

*農地区分：第2種農地～まんのう町立満濃南小学校より南西側約130mに位置する農地

*申請目的：駐車場

～申請者は建設業を営む法人です。大型トラックの搬入作業場や通行路を確保する為、現社有地での駐車スペースが減少し新たな駐車場が必要となった。社有地近隣で用地を探したところ所有者より申請地を所有権移転し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付：申請地～1筆 併用地～1筆

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*申請地：盛土～0.8m

擁壁～コンクリート擁壁1.0m～1.1m

*排水計画：雨水：ため桝を設置し南側側溝及び北側水路へ放流

汚水：汚水なし

*資金調達計画：預金通帳の写し添付

- *確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 3（自動車整備露天作業場）／【所有権移転】無断転用の解消

- *申請地：公文字 番 4 地目 田 面積 98 m²
- *農地区分：第 2 種農地～町立高篠小学校より北西側約 300mに位置する農地
- *申請目的：自動車整備露天作業場
～申請者は自動車整備を営む個人事業主です。自己住宅に隣接している申請地において以前から造成し作業場として利用をしていますが、農地法手続きが未了であり、無断転用の状態となっている。この度正式に手続きを取り、地目を現況通りにするため本申請に至った。
- *登記簿添付：申請地～1 筆 併用地～0 筆
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～アスファルト舗装済み
擁壁～既存擁壁あり
- *排水計画：雨水：傾斜により東側水路へ放流
汚水：なし
- *資金調達計画：預金通帳の写し添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：香川用水土地改良区、満濃池土地改良区押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 (補足説明 5 条-1)
それでは補足説明致します。7 月 1 7 日に推進委員の近石正明さんと現地確認致しました。さんとは電話でお話をお聞きしました。この度の申請については、事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 2 は私が説明します。

中浦委員 (補足説明 5 条-2)
1 6 日に現地確認と さんの 氏とお会いし話を聞きました。その際、水利総代の 氏もいましたので、一緒に立ち会って頂きました。現場は、 さんの工場の直ぐ隣ですが、 さんは 在住ですので、維持管理が難しいということで、相互の意向が合いました。 さんとは、駐車スペースが少なくなりまして、駐車場を探していたところ横の さんから話がありまして双方の意思が一致しまして今回の申請に至りました。詳細につきましては、事務局の説明通りでございます。ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 3 の担当委員、赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明 5 条-3)
7 月 1 5 日に現地確認をして参りました。事務局の説明通りで、特に問題はありませんので、よろしくお願い致します。

- 会 長 担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- 会 長 鈴木委員さん、どうぞ。
- 鈴木委員 番号3の売買と書いてありますが、贈与でしょうか。
- 事務局(岡本) 議案書は売買と書いていますが、贈与の間違いです。訂正の方よろしくお願ひ致します。
- 会 長 他に質疑等はございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)
番号1 山林(荒廃)
*申請地: 川東字 [REDACTED] 番3 地目 牧野 面積 1472 m²
*農地区分: 第2種農地～道の駅ことなみより北東側約 1.6 kmに位置する農地。
*申請目的: 山林(荒廃)
～本申請地は、以前は家畜を放牧していましたが、山林に隣接した傾斜地に加え人手不足もあり、管理ができておらず、長年放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付: 申請地～1筆
*近隣の20年以上未耕作証明書添付
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)
20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
- 番号2 山林(荒廃)
*申請地: 勝浦字 [REDACTED] 番1 他2筆 地目 畑 面積 2854 m²
*農地区分: 第2種農地～道の駅ことなみより西側約 600mに位置する農地。
*申請目的: 山林(荒廃)
～本申請地は、平成5年頃までは管理をしていたが、山林に隣接した傾斜地の為、耕作不便により、約30年間未耕作となり荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～3 筆

＊近隣の 20 年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号 3 山林（荒廃）

＊申請地：勝浦字 番 1 他 1 筆 地目 畑 面積 3691 m²

＊農地区分：第 2 種農地～道の駅ことなみより南西側約 1 km に位置する農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成 5 年頃までは管理をしていたが、山林に隣接した傾斜地の為、耕作不便により、約 30 年間未耕作となり荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～2 筆

＊近隣の 20 年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号 4 山林（荒廃）

＊申請地：帆山字 番 3 地目 畑 面積 115 m²

＊農地区分：第 2 種農地～JR 塩入駅より北西側約 400m に位置する農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により、未管理の状態が続き、荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～1 筆

＊近隣の 20 年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号 5 山林（荒廃）

＊申請地：帆山字 番 4 地目 畑 面積 213 m²

＊農地区分：第 2 種農地～JR 塩入駅より北西側約 400m に位置する農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により、未管理の状態が続き、荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～1 筆

＊近隣の 20 年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号6 山林（荒廃）

*申請地：帆山字■■■■■番3 地目 畑 面積 190 m²

*農地区分：第2種農地～JR塩入駅より北西側約400mに位置する農地。

*申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により、未管理の状態が続き、荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

*近隣の20年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号7 山林（荒廃）

*申請地：帆山字■■■■■番2 地目 畑 面積 414 m²

*農地区分：第2種農地～JR塩入駅より北西側約400mに位置する農地。

*申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により、未管理の状態が続き、荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

*近隣の20年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号8 山林（荒廃）

*申請地：帆山字■■■■■番3 地目 畑 面積 420 m²

*農地区分：第2種農地～JR塩入駅より北西側約400mに位置する農地。

*申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により、未管理の状態が続き、荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

*近隣の20年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号9 山林（荒廃）

*申請地：帆山字■■■■■番1 他1筆 地目 畑 面積 502 m²

*農地区分：第2種農地～JR塩入駅より北西側約400mに位置する農地。

*申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、平成元年頃まではタケノコを収穫していたが、労力不足により、未管理の状態が続き、荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～2筆

*近隣の20年以上未耕作証明書添付

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 から 3 の担当委員、西岡委員さん、よろしくお願いします。

西岡委員 (補足説明 非-1~3)
事務局からの説明がありましたように、■■■■さんのところに行って、現地を確認してまいりました。30 数年前に豚を飼っていたようで、糞尿問題でややこしくなったので豚を飼うのをやめたようです。それからお兄さんがいるので、お兄さんと畑と山林の維持管理はしていくということです。後は事務局の説明通りです。
番号 2 の■■■■さんの件ですが、■■■■さんもお父さんとお母さんが亡くなってから、全然こちらへは帰って来ていないようです。お墓があるので年に数回はお墓参りに帰るだけで、こちらで耕作することはないようです。
番号 3 の■■■■さんですが、新家と本家で家が並んでいたそうで、萱原さんは本家の方で今のところは行き来がないということなのですが、現地も確認しましたが、荒れて全然入れない状態でした。家の形は何とか見えるのですが家の方に入っていけない状態です。■■■■さんは、森林組合に相談して植林する相談をしているそうです。後は、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 4 から 9 の担当委員、岩倉委員さん、よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 非-4~9)
番号 4 から番号 9 まで一括して説明させていただきます。番号 9 の■■■■さんの方から相談がありまして、現地を見に行ったら境がどこかが分からないようになっていましたが、丁度タブレットを持っていたので見たら、山や畑が全部残ってしまっていて、帰って電話しました。電話でこれはどうするのですかと聞くと、岩倉さんに任せますということでした。■■■■の方に■■■■さんがいまして、■■■■さんは遠いので代わりに法務局に私が行きますということで、まとめて行きました。現地の方は全て竹藪になっていて使える状態になっていないということです。後は、事務局の説明通りです。タブレットを持っていたても、小さい畑ばかりでしたので山に入れば全然分からないです。この際、一括して申請しました。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 4 号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

- 会 長 続きまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(宇賀) (利用権設定 説明)
- 会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 5 号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第 6 号その他の件に移りたいと思います。その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
- 事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質問等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の 1 番について、承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の 1 番については、承認されました。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、その他の 2 番、経営改善計画認定申請書の審査についての件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(壽野) (認定農業者 説明)
本件の担当は中浦委員さんです。補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。
- 会 長 杉上さんの件ですが、朝早くから頑張っているようです。問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の 2 番について、承認することに異議ござ

いませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の２番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)
８月の予定につきましてお知らせいたします。

農地法申請	８月 ４日(金)	締め切り
農用地利用計画変更	８月 １０日(木)	締め切り
定例会	８月 ２１日(月)	午前８時３０分から

会 長 (閉会あいさつ)
以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。